

岐阜県災害対策本部に関する条例

昭和 37 年 7 月 10 日

条 例 第 30 号

岐阜県災害対策本部に関する条例をここに公布する。

岐阜県災害対策本部に関する条例

(総則)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき設置される岐阜県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し、同条第 8 項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(本部員会議)

第 2 条 災害対策本部に、本部員会議を置き、災害対策本部長が必要に応じて招集する。

2 本部員会議においては、災害対策本部にかかる事務の基本的事項について協議する。

(現地災害対策本部)

第 3 条 現地災害対策本部長及び現地災害対策本部本部員若干人を置く。

(部等)

第 4 条 災害対策本部に、規則の定めるところにより、部、支部、その他の組織を置くことができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成八年七月四日条例第二十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十四年十月二日条例第五十九号)

この条例は、公布の日から施行する。